

「障害者福祉の手引」の変更

資料 1 手当・年金等の給付額及び所得制限基準額表（30ページ）

【心身障害者福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について】

令和7年8月1日から、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表 1 のとおり、変更されています。

【心身障害者医療費助成について】

令和7年9月1日から、「① 本人の所得基準額」欄及び「② 扶養義務者等の所得基準額」欄の金額が、下表 1 のとおり、変更されています。

【重度心身障害者福祉手当について】

令和7年11月1日から、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表 1 のとおり、変更されます。

【児童育成手当について】

令和7年8月1日現在、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表 1 のとおり、変更されています。
詳細は児童育成担当課育成支援係にお問い合わせください。

表 1 (単位：千円)

扶養者数	0 人	1 人	2 人	3 人
改正前 基準額	3,604	3,984	4,364	4,744
改正後 基準額	3,661	4,041	4,421	4,801

【障害基礎年金について】

令和7年10月1日から、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表2のとおり、変更されています。
詳細は医療保険年金課年金係にお問い合わせください。

表 2 (単位：千円)

扶養者数	0 人	1 人	2 人	3 人
改正前 基準額	3,704	4,084	4,464	4,844
	4,721	5,101	5,481	5,861
改正後 基準額	3,761	4,141	4,521	4,901
	4,794	5,174	5,554	5,934